

令和6年11月18日

学校法人 中京法律学園
中京法律専門学校

令和6年度 自己評価について

平成19年学校教育法及同法施行規則の改正により専修学校での「自己評価の実施と評価結果の公表」が義務化されました。

本校におきましても文部科学省による「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき、自己評価を行い、本校の現状を評価し、課題・改善方策を検討いたしました。今後とも改善すべきことに取り組みながら、健全な学校運営と充実した教育を行ってまいります。

つきましては令和6年度に実施いたしました評価結果をまとめたものを公表いたします。

令和6年度 自己評価について

前年度に実施した自己評価を基準として、前回点検から改善及び実施したことを整理し、今後の改善方策として新たに必要となる課題について検討を行いました。

1) 教育理念・教育目的

<教育理念・教育目的>

本校は、中京地区に法律教育機関がないことを遺憾として創立され、低学費で広く法律を学ぶ機会を提供するという建学の精神を教育の理念としている。

教育目的は、学則3条に規定してある。「本校は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、法学並びに法学実務を習得させ、併せて人格の陶冶と教養の向上を図ることを目的とする。」

そうした目的に従い本校は、「これから」の学びに意欲あるものに広く門戸を開いており、法学教育により「リーガルマインド」を養い、社会を生きていくための知力を身に付けた人材育成に努めている。

教育理念・目的・人材育成は、学校内部では学生便覧に掲載しており、外部に向けては学校ホームページ・募集要項などを通して周知徹底を図っております。今後も継続して、学内外において浸透させていくよう実施してまいります。

2) 学校運営

事業計画が定められ、理事会・評議員会を実施し、議事録が作成されています。そして規則・規定等で明確にされた意思決定システムにより運営がされています。教職員が適切に配置され、人材採用は必要に応じて行い、採用基準・手続が明確にされています。また給与支払い等に関する基準・規定が作成され、人事考課が行われ、理事会の決議により昇給が決定されています。

運営方針の文書化に取り組んでおり、令和5年度「学校事務決裁規則」「学校業務の運営に関する諸事項の改正手続きについて」等を作成しました。また同年、中期財政調査研究会により財務分析を行い、今後の運営方針を定めました。

令和6年度は企画推進会議を実施し、教務部門を中心に今後の運営方針を定めました。

3) 教育活動

法律科（4年課程）、実務法律科（2年課程）、行政教養科（1年課程）を設置し、修るに係る授業時間数・単位数が明示されており、教育課程の編成が規定されています。

カリキュラムの編成については、毎年度検討をし、教育課程の見直しは部分的に改定を行っています。令和5年度に実施された中期財調査研究会により、カリキュラム編成の見直しを計画的に実施する方針が定められ、令和6年度企画推進会議によりカリキュラム等の見直しを行いました。

＜成績評価・単位認定＞ 学生便覧・受講の手引きにおいて学生に明示しており、各科目により成績が評価され、単位の認定が行われています。成績評価は、定期試験の点数を基礎とし、平常点を考慮する方法で行っています。単位認定は成績評価と出席要件基準で総合的に判断されます。

令和元年度より成績評価でGPA(Grade Point Average)により、客観的な指標で学生の成績状況の把握を行っております。

令和3年度に電子黒板・プロジェクターがすべての教室に配備され、映像及び資料を使った講義が可能となりました。また、教務システムを導入し、出席率や成績一覧が分かりやすく整理できるようになりました。

令和4年度よりIC学生証を導入し、出席管理の効率化が図れるようになりました。

＜資格・検定試験 指導体制＞ 認定科目として講座が開講されているほか、夏期休暇を利用した資格取得講座も開講され、指導体制が整備されています。

令和4年1月より資格担当教員を任命しました。令和6年度企画推進会議で資格・検定試験の実績を上げるため、指導体制も含めた検討を行いました。各資格・検定試験科目の教員と連携を図り、合格者数・合格率向上に向けた取り組みを行っています。

＜教員・教員組織＞ 求める能力・資質等を明確にしており、必要な資格等を明示し、確認しています。専門性の高い講義を実施するため、専門家の講義科目を増やしていく方針です。

＜授業評価＞ 毎年学生による授業評価アンケートを実施し、各講師にフィードバックしています。今後は学校側による明確な基準を構築し、さらに授業評価を生かした

授業を実施できるように努めます。

4) 学修成果

＜就職率＞ 希望の就職(進路)先に決定できるよう就職セミナーの開催や外部講師による対策講座を行っています。進路決定状況に関しては、「卒業後進路予定報告書」を提出してもらい、文部科学省の規定に沿った就職率を算出しています。

＜資格・検定合格率＞ 通常講義で各対策講座を開講しているほか、夏季集中講座を開講しています。資格・検定が個人で申し込めるものが多いため、すべての合格率が把握できていないことが課題として挙げられます。また担当講師との打ち合わせ頻度を増やすことにより指導方法の改善を計ります。

受験者を増やし、資格・検定合格率を高められるよう、改善を行ってまいります。

＜退学率＞ 退学につながる要因を早期に発見できるよう、担任による個別面談を定期的に実施しています。

令和3年度より教務システムを導入し、出席状況がシステムで管理できるようになりました。これらを担任による指導に活かしていきます。

令和4年度よりメンタルケアのカounselingを新設されました。

退学状況の分析を行い、学校で可能なことは事前に防止できる取り組みを行っています。

＜卒業生の社会的評価＞ 卒業後アンケート回答者や本校へ連絡・訪問がある人については確認できているものの、各卒業生の就職先等への訪問などは行っておらず、全体として実態を把握できておりません。卒業生との関わりについては今後も継続して検討してまいります。

5) 学生支援

＜進路・就職に関する指導体制＞ 担任制をしき、1年次より進路を含めた全般的な面談を行っています。また、進路指導担当教員、各進路分野（公務員・大学編入学・法科大学院）試験対策担当教員を決め、指導にあたっています。外部講師(キャリアカウンセラー)による講座を設置し、講座終了後には、毎回希望者に対するキャリアカウンセリングを行っています。

令和3年度より教務システムを導入し、連絡ツール等の活用により、学生への情報発信・就職状況の把握がスムーズにできるようになりました。

＜学生相談に関する体制＞ 担任や教職員で学生生活に関する相談を行っています。

令和3年度に導入した教務システムにより、情報共有を図っております。

令和4年度よりメンタルケアのカounselingを新設されました。令和7年度より常勤教員による担任変更を行い、より効果的な支援ができる体制としました。

＜学生の経済的側面に対する支援体制＞ 授業料減免がある奨学金制度を設置しているほか、学費の支払いを最大10分割できる分納制度があり、支援体制が整えられています。令和元年度、日本学生支援機構の対象学科に行政教養科を追加申請し、全科において利用可能となりました。

令和2年度より実施される国の「高等教育の修学支援新制度」に対象校として認定さ

れており、継続的に更新申請が行われ、認定されています。令和7年度入学者からの学費改定に伴い、入学金減免制度（入学方法・遠方からの出願者対象）を新設しました。今後は資格受験料補助などを検討していく予定です。

＜学生の健康管理に対する組織体制＞ 学校保健計画を定め、学校医を選任しています。定期健康診断を実施し、記録を保持しています。専門員の配置はできていませんが、保健室があり、適宜職員が対応しています。平成30年度より「学校敷地内全面禁煙」を実施し、受動喫煙の防止、喫煙習慣を身に付けさせない環境づくりに取り組んでいます。

令和4年度よりメンタルケアのカウンセリングを新設されました。

＜保護者との連携＞ 保護者への連絡事項は、必要に応じて文書での郵送や電話連絡を行っています。保護者から希望があった場合は、来校していただき、担当教員と面談を行っています。

令和3年度より教務システムを導入し、保護者登録を行うことにより、学生の出席状況等を閲覧することや連絡ツールが活用できるようになりました。

＜卒業生への支援体制＞ 卒業後にも在籍できる研究生制度を設置しており、就職未決定者・資格/各種試験浪人者に対するサポートを行っています。卒業後の離職状況などの把握ができていない面があります。令和元年度より、卒業後（1年以内）の離職状況・就業状況の調査を行っています。

6) 教育環境

施設・設備等は耐震建築物として設置基準・関係法令に適合しており、消防設備等の整備及び保守点検は法令に基づき行い、改善が必要な場合は適切に対応しています。また、図書室・自習室・パソコン室など学習支援のための施設や機器類が整っています（バリアフリー化は行われておりません）。

令和元年度実施事項 校舎外壁塗装工事。

令和2年度実施事項 教室棟1階トイレ改修、11号教室・31号教室の机・椅子の新調、31号教室プロジェクターの設置、各教室のマイク・音響設備新調、校内放送システムの新調。

令和3年度実施事項 教室棟2階トイレ改修、21号教室にノートパソコン(30台)設置。

令和4年度実施事項 教室棟3階トイレ改修、玄関ドアの改修、33教室音響設備新調、玄関簡易応接改修。

令和5年度実施事項 教室棟1階床張り替え。自習室改修。

令和6年度 教室棟壁塗装。

防災に対する体制として、令和元年度以降、各年1名ずつ管理者が防火防災管理新規講習に参加しており、今後も継続してまいります。

学外実習・インターンシップについては、進路先が多岐にわたることから積極的に取り組めていない現状であり、今後方針を検討していく必要があります。

7) 学生の募集と受入れ

＜学生募集活動の適正＞ 毎年学校案内・募集要項を製作、出稿広告は予算計画を作成し、それに基づいた広告・宣伝を行っております。またオープンキャンパス・体験入学・入学相談会を毎月行い、入学志願者に本校を理解してもらう活動を行っております。入学時期に照らし、適切な時期に願書の受付を開始し、愛知県専修学校各種学校連合会による自主運用基準に沿った募集活動を行っております。

＜学生納付金の適正＞ 学生納付金で徴収する金額はすべて学生募集要項等に明記しており、入学辞退者に対する授業料の返還取扱いについても、規定に基づき行っております。令和5年度中期財政調査研究会により、学生納付金の適正・改定について検討を行い、令和6年度募集（令和7年度入学者）より、一部学費の改定を行いました。

8) 財務

事業活動収支計算書の当年度収支差額がプラスであり、負債もありません。

収支状況・財産目録・貸借対照表の数値に基づき、予算計画通り運営が行われております。会計監査は、私立学校法及び寄付行為に基づき、適切に監査を実施し、監査報告書を作成し、理事会・評議員会で報告しております。

財務公開規定を整備し、適切に運用しており、財務帳票・事業報告書を作成しております。

令和元年度よりホームページにより財務情報の公開を行っております。令和5年度中期財政調査研究会により、過去10年分の資料を基に財務分析を行い、今後3年間における財政収支の試算を行いました。

9) 法令等の遵守

関係法令及び設置基準等に基づき学校運営を行い、必要な届出等を適切に行っております。また学校運営に必要な規則・規定等を整備し、適切に運用しています。ハラスメント防止に関しては、平成29年度より「ハラスメント防止啓発に関する規程・ガイドライン」を施行し、取り組みを行っております。個人情報保護に関しては取扱方針・規定を明確に定め、適切に運用するようにいたします。

10) 社会貢献・地域貢献

地域貢献として、学校施設・設備等を地域・関連業界等に開放する機会を設けております。平成29年度より旭丘学区防災安心まちづくり委員会と大規模災害時における地域協定を締結しました。

学生によるボランティア活動については学校として積極的に奨励しておらず、実績がないため、今後の検討事項といたします。

以上